（定期の報告）

第四十八条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2　土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

第四十九条　法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告事項）

第五十条　法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一　工事が施行される土地の所在地

二　工事の許可年月日及び許可番号

三　前回の報告年月日

2　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における盛土又は切土の高さ

二　報告の時点における盛土又は切土の面積

三　報告の時点における盛土又は切土の土量

四　報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3　土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における土石の堆積の高さ

二　報告の時点における土石の堆積の面積

三　報告の時点における堆積されている土石の土量

四　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

（災害防止措置に係る費用負担）

第五十一条　都道府県知事は、法第二十条第六項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第五十二条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（工事等の届出の方法）

第二十九条　法第十五条の規定による届出は、別記様式第五から第七までに掲げる届出書を提出してしなければならない。